

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【公表番号】特表2012-511244(P2012-511244A)

【公表日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2012-019

【出願番号】特願2011-540015(P2011-540015)

【国際特許分類】

F 21V 13/12 (2006.01)

H 01L 33/60 (2010.01)

F 21Y 101/02 (2006.01)

【F I】

F 21V 13/12 3 0 0

H 01L 33/00 4 3 2

F 21Y 101:02

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月6日(2012.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

照明装置であって、

- ・切欠き(5)を備えた基体(1)と、
- ・少なくとも前記切欠き(5)の一部によって構成されている反射器(51)と、
- ・前記切欠き(5)内に配置されている、少なくとも1つのオプトエレクトロニクス半導体構成部分(20)とを有しており、

当該半導体構成部分(20)は光学部材(3)を有しており、当該光学部材は、作動中に前記半導体構成部分(20)によって放射される電磁ビームの少なくとも一部を前記反射器(51)へ向けるように構成されており、ここで前記電磁ビームの少なくとも一部は、前記半導体構成部分(20)の光軸(42)に対して少なくとも110°の角度で偏向されており、

- ・当該照明装置のビーム出射面(61)は、前記半導体構成部分のビーム出射面(44)の総計の少なくとも2倍の大きさを有している形式の照明装置において、

前記半導体構成部分(20)の半導体チップ(4)のビーム出射面(441)に前記光学部材(3)が配置されており、前記電磁ビームの偏向は少なくとも部分的に、全反射によって行われる、

ことを特徴とする照明装置。

【請求項2】

前記基体(1)は少なくとも2つの切欠き(5)を有している、請求項1記載の照明装置。

【請求項3】

当該照明装置のビーム出射面(61)の部分面の光密度と、当該照明装置のビーム出射面(61)全体の光密度の平均値との相違は20%を下回る、請求項1または2記載の照明装置。

【請求項4】

前記電磁ビームの偏向は少なくとも部分的に、屈折によって行われる、請求項1から3までのいずれか1項記載の照明装置。

【請求項5】

電磁ビームを通す、ビーム透過性のカバープレート(8)が前記切欠き(5)を覆う、請求項1から4までのいずれか1項記載の照明装置。

【請求項6】

前記カバープレート(8)は、前記基体(1)の外面(11)と同一平面を成す、請求項5記載の照明装置。